大阪府警察鑑識技能検定実施要領の制定について

平成26年５月30日

例規（識）第50号

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 最近改正 | 平成30年３月30日例規（務）第48号 |  |  |

この度、別記のとおり大阪府警察鑑識技能検定実施要領を制定し、平成26年６月１日から実施することとしたので、了知されたい。

なお、「大阪府警察鑑識技能検定規程の制定について」（昭和42年10月24日例規（識）第51号）は、廃止する。

別　記

大阪府警察鑑識技能検定実施要領

第１　趣旨

この要領は、大阪府警察鑑識技能検定規程（平成26年訓令第21号。以下「検定規程」という。）第９条の規定に基づき技能検定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　実施要領

１　実施方法

初級鑑識技能検定（以下「初級検定」という。）及び上級鑑識技能検定（以下「上級検定」という。）は、次により実施するものとする。

(１)　初級検定

ア　筆記試験

現場鑑識一般、指掌紋（指紋及び掌紋をいう。以下同じ。）、足痕跡、写真及び鑑識科学の各科目について、基本的な知識を問うものとする。

イ　実地試験

別表１に掲げる検定項目について、同表に掲げる実施方法により行うものとする。

(２)　上級検定

ア　科目別上級検定

指掌紋、足痕跡、写真及び鑑識科学の科目ごとに、別表２に掲げる検定項目について、同表に掲げる実施方法により行うものとする。

イ　総合上級検定

科目別上級検定の全部に合格した者に対して、刑事部長の審査により行うものとする。

２　実地試験の採点方法

実施試験の採点は、次に掲げる検定の区分に応じ、それぞれに定める採点上の着眼点に基づき行うものとする。

(１)　初級検定　別表１に掲げる採点上の着眼点

(２)　科目別上級検定　別表２に掲げる採点上の着眼点

第３　指導・教養

所属長は、検定規程第４条に規定する技能検定の対象者を把握し、当該対象者の検定の級位の取得状況等に応じて、早期に必要な技能検定に合格できるように指導・教養を行うものとする。

別表１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目 | 検定項目 | 実施方法 | 採点上の着眼点 |
| 現場鑑識一般 | 屋内窃盗事件の現場見取図及び家具等の立体図の作成に要する技能を有していること。 | 屋内窃盗事件の模擬現場を設定し、物色状況、現場資料（指掌紋、足痕跡、遺留品等）の状況を観察させ、現場見取図、家具等の立体図を作成させる。 | １　見取図は、正確であるか。 |
| ２　立体図は、分かりやすいか。 |
|  | 現場鑑識資料の採取に係る捜査報告書の作成能力を有していること。 | 指掌紋、足痕跡等の現場鑑識資料の採取を想定した関係司法書類を作成させる。 | 記載内容は、正しいか。 |
|  | 警察犬活用上の原臭保存措置に必要な技能を有していること。 | 警察犬活用上の原臭となる物を設定し、原臭の保存及び立証措置をさせる。  　なお、実地試験によることができない場合は、原臭の保存措置要領についての知識を修得させる。 | １　保存措置は、適正であるか。 |
|  | ２　立証措置は、適正であるか。 |
|  | ＤＮＡ型鑑定対象資料（現場資料に限る。）の採取の基礎的技能を有していること。 | 検体にＤＮＡ型鑑定対象資料が付着していると想定し、これを最も適した方法により採取させるとともに、保存及び立証措置をさせる。 | １　採取技術は、正確であるか。  ２　保存措置は、適正であるか。  ３　立証措置は、適正であるか。 |
| 指掌紋 | 指掌紋の押なつ及び採取並びに指紋の種類の分類に必要な技能を有していること。 | １　採取者にライブスキャナその他の方法により被採取者から指掌紋を採取させ、指紋資料及び掌紋資料を作成させるとともに、その印象状態を確認させる。 | １　採取結果は、正確であるか。  ２　指紋の種類の分類は、正しいか。 |
|  |
|  |  | ２　十指指紋を印象した指紋資料を各人に配布して指紋の種類を記入させる。 |  |
|  | 粉末を用いた検出方法による一般条件下の潜在指掌紋の検出及び採取の技能を有していること。 | 検体に潜在指掌紋を印象しておき、これを最も適した粉末を用いて検出させ、及び採取させるとともに、立証措置をさせる。 | １　検出技術は、正確であるか。  ２　採取技術は、正確であるか。  ３　採取結果は、正確であるか。  ４　立証措置は、適正であるか。 |
|  |
|  | 液体を用いた検出方法による一般条件下の潜在指掌紋の検出の技能を有していること。 | 検体に潜在指掌紋を印象しておき、これを最も適した液体を用いて検出させるとともに、立証措置をさせる。  なお、実地試験によることができない場合は、検出技術についての知識を修得させる。 | １　検出技術は、正確であるか。  ２　検出結果は、正確であるか。  ３　立証措置は、適正であるか。 |
|  |
|  |  |
|  | 水にぬれた物体からの指掌紋の検出及び採取の技能を有していること。 | 潜在指掌紋を印象した検体を水に浸しておき、これを最も適した方法により検出させ、及び採取させるとともに、立証措置をさせる。  なお、実地試験によることができない場合は、検出技術についての知識を修得させる。 | １　検出技術は、正確であるか。  ２　採取技術は、正確であるか。  ３　採取結果は、正確であるか。  ４　立証措置は、適正であるか。 |
| 足痕跡 | 斜光線の利用による不鮮明な平面足跡の検索の技能を有していること。 | 床面、壁面等に潜在足跡を印象しておき、斜光線を利用してこれを検索させる。 | １　検索技術は、正確であるか。  ２　検索結果は、正確であるか。 |
|  | 足跡用転写紙による平面足跡の採取の技能を有していること。 | 床面、壁面等に印象させた潜在足跡を直接転写法により採取させるとともに、立証措置をさせる。 | １　採取技術は、正確であるか。 |
|  | ２　採取結果は、正確であるか。  ３　立証措置は、適正であるか。 |
|  | 石こう法による一般条件下の立体足跡の採取の技能を有していること。 | 柔らかい土の上に立体足跡を印象しておき、これを石こう法により採取させるとともに、立証措置をさせる。  なお、実地試験によることができない場合は、採取技術についての知識を修得させる。 |
|  | 工具痕、擦過痕等の採取の技能を有していること。 | 木片、アルミ板等を用いて工具による打撃痕、押圧痕又は擦過痕を作り、これをシリコンラバーその他の方法により採取させるとともに、立証措置をさせる。  なお、実地試験によることができない場合は、採取技術についての知識を修得させる。 |  |
|  | 履物底から模様を採取する技能を有していること。 | 履物底の模様を足跡用転写紙その他の方法により採取させる。 | １　採取技術は、正確であるか。  ２　採取結果は、正確であるか。 |
| 写真 | 屋外現場の状況を撮影する技能を有していること。 | 足跡、遺留品等のある屋外現場を設定し、当該現場の状況又は屋外の全景及びその周辺の状況をパノラマを含め撮影させる。 | １　撮影技術は、正確であるか。 |
|  | ２　撮影結果は、正確であるか。 |
|  | 屋内現場の状況を撮影する技能を有していること。 | 屋内窃盗事件等の模擬現場を設定し、その状況を撮影させる。 |  |
|  | 足痕跡等の近接撮影に必要な技能を有していること。 | 模様の鮮明な足痕跡又は遺留品等を設定し、自然光線により正対撮影させる。 | １　撮影技術は、正確であるか。 |
|  | ２　撮影結果は、正確であるか。  ３　立証措置は、適正であるか。 |
| 鑑識科学 | 口腔内細胞の採取の技能を有していること。 | 口腔内細胞採取キットその他の方法により口腔内細胞を採取させるとともに、立証措置及び保存措置をさせる。  なお、実地試験によることができない場合は、採取要領についての知識を修得させる。 | １　採取要領は、正確であるか。  ２　保存措置は、適正であるか。  ３　立証措置は、適正であるか。 |

別表２

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科目 | 検定項目 | | 実施方法 | 採点上の着眼点 |
| 指掌紋 | 潜在指掌紋の採取 | 金属製品、皮革製品、合成樹脂製品等に印象された指掌紋の検出及び採取の技能を有していること。 | 指掌紋検出が比較的困難である粗面な金属、皮革製品等に潜在指掌紋を印象しておき、これを最も適した検出方法を用いて検出させ、及び採取させるとともに、立証措置をさせる。 | １　検出技術は、正確であるか。  ２　採取結果は、正確であるか。  ３　立証措置は、適正であるか。 |
|  |
|  |  | 粘着テープに印象された指掌紋の検出及び採取の技能を有していること。 | 粘着テープの粘着面及び背面に潜在指掌紋を印象しておき、粘着面に印象されたものを最も適した方法により検出させるとともに、立証措置をさせる。 | １　検出技術は、正確であるか。 |
|  |  | ２　検出結果は、正確であるか。 |
|  |  | ３　立証措置は、適正であるか。 |
|  |  | 紙検体に印象された潜在指掌紋の検出及び採取の技能を有していること。 | ボールペン、フェルトペン等で文字を記載した紙検体に潜在指掌紋を印象しておき、これを最も適した方法により検出させるとともに、立証措置をさせる。 |  |
|  | 顕在指掌紋の採取 | ほこりによって印象され、又はほこりの付着した検体に印象された指掌紋の採取の技能を有していること。 | 検体にほこり、粉末等を用いて顕在指掌紋を印象しておき、これを最も適した方法により採取させるとともに、立証措置をさせる。 | １　採取技術は、正確であるか。 |
|  | ２　採取結果は、正確であるか。  ３　立証措置は、適正であるか。 |
|  |  | 油類によって印象され、又は油類の付着した検体に印象された指掌紋の採取の技能を有していること。 | 検体に油類を用いて顕在指掌紋を印象しておき、これを最も適した方法により採取させるとともに、立証措置をさせる。 |  |
|  |  | 不鮮明な血液指掌紋の採取の技能を有していること。 | 検体に血液、疑似血液等を用いて指掌紋を印象しておき、これを最も適した方法により検出させるとともに、立証措置をさせる。  なお、実地試験によることができない場合は、検出技術についての知識を修得させる。 |  |
|  | （死体指掌紋の採取） | | ミイラ化した皺（すう）壁のある指頭の模型から、最も適した方法により指掌紋を採取させる。 | １　採取技術は、正確であるか。  ２　採取結果は、正確であるか。 |
|  | 死体指掌紋の採取の技能を有していること。 | |
|  |  |
|  | （遺留指掌紋の選別） | | 現場指掌紋及び協力者指掌紋のうちから遺留指掌紋を選別させる。 | 選別結果は、正しいか。 |
|  | 現場指掌紋と協力者指掌紋との対照による遺留指掌紋の選別の技能を有していること。 | |
| 足痕跡 | 立体足跡の採取 | 崩れやすい土砂に印象された足跡の採取の技能を有していること。 | 崩れやすい立体足跡を印象しておき、これを石こう法その他の方法により採取させるとともに、立証措置をさせる。 | １　採取技術は、正確であるか。  ２　採取結果は、正確であるか。  ３　立証措置は、適正であるか。 |
|  |
| 傾斜した地面に印象された足跡の採取の技能を有していること。 | 30度以上傾斜した地面に足跡を印象しておき、これを石こう法その他の方法により採取させるとともに、立証措置をさせる。 |
|  | 平面足痕跡の採取 | 畳、床板、じゅうたん類等の上に印象された不鮮明な足跡の検索及び採取の技能を有していること。 | 畳、床板、じゅうたん類等にほこり、土等により潜在足痕跡を印象しておき、これを検索させ、最も適した方法により採取させるとともに、立証措置をさせる。 | １　検索技術は、正確であるか。  ２　採取技術は、正確であるか。  ３　採取結果は、正確であるか。  ４　立証措置は、適正であるか。 |
|  |
| 粗面に印象された足跡の採取の技能を有していること。 | 木材、合板等の粗面にほこり、土等を用いて足跡を印象しておき、これを間接転写法により採取させるとともに、立証措置をさせる。  なお、実地試験によることができない場合は、採取技術についての知識を修得させる。 | １　採取技術は、正確であるか。 |
| ２　採取結果は、正確であるか。  ３　立証措置は、適正であるか。 |
|  |
|  |  | タイル、板等に印象された血液足跡の採取の技能を有していること。 | Ｐタイル、板等に血液足跡を印象しておき、これを最も適した方法により採取させるとともに、立証措置をさせる。 |  |
|  |  | コンクリート又はアスファルト・コンクリートに印象された潜在足痕跡の検出及び採取の技能を有していること。 | コンクリート又はアスファルト・コンクリートに潜在足痕跡を印象しておき、これを最も適した方法により検出させ、及び採取させるとともに、立証措置をさせる。  なお、実地試験によることができない場合は、検出技術についての知識を修得させる。 | １　検出技術は、正確であるか。 |
|  |  | ２　採取技術は、正確であるか。 |
|  |  | ３　採取結果は、正確であるか。 |
|  |  | ４　立証措置は、適正であるか。 |
|  | タイヤ痕の軸距及び輪距の測定と自動車諸元表等との対照による車種等の推定の技能を有していること。 | | 方向転換又は急停車した際のタイヤ痕の印象された現場を設定し、その軸距及び輪距を測定させ、その数値を自動車諸元表等と対照することにより、車種等を推定させる（軸距及び輪距を実測させることができないときは、前記設定した現場の図面を作成しこれを示して自動車諸元表等と対照することにより車種等を推定させる。）。 | １　軸距及び輪距の測定方法は、正しいか。 |
|  | ２　車種等の推定は、正しいか。 |
|  | 現場足跡と対照用足跡との対照による同一の模様の足跡の選別の技能を有していること。 | | 立体及び平面の現場足跡と数個の履物又は対照用足跡とを対照させ、その中から該当するものを抽出させる。 | 該当するものの選別は、正しいか。 |
| 写真 | 犯行現場の撮影 | 夜間において屋外現場を撮影する技能を有していること。 | 夜間の屋外又は暗くした広い屋内に事件又は事故の模擬現場を設定し、その状況を人工光を利用して撮影させるほか、自然光を利用し、三脚を用いて長時間露光により撮影させる。 | １　撮影技術は、正確であるか。 |
|  | ２　撮影結果は、正確であるか。 |
|  |  | 狭い室内現場における犯行状況を撮影する技能を有していること。 | 暗くて狭い室内に事件又は事故の模擬現場を設定し、さらに正面に反射しやすい鏡台等を置き、その状況を人工光を利用して撮影させる。 |  |
|  |  | 屋内現場の状況を補助光として人工光を利用して撮影する技能を有していること。 | 自然光のみでは陰の部分の描写ができない屋内現場を設定し、その状況を人工光及び自然光を併用して撮影させる。 |  |
|  |  | 明暗差の大きい屋内及び屋外の現場の状況を補助光として人工光を利用して撮影する技能を有していること。 | 屋内と屋外との明暗差の大きい現場を設定し、その状況を屋内から人工光を利用して撮影させる。 |  |
|  | 証拠資料の撮影 | 証拠物件の立証写真を撮影する技能を有していること。 | 証拠物件、指掌紋、足痕跡等を撮影する際、立証措置として立会人（票）を入れて撮影させる。 | １　立証措置は、正確であるか。 |
|  | ２　撮影技術は、正確であるか。  ３　撮影結果は、正確であるか。 |
|  |  | 転写不能の検出指掌紋を撮影する技能を有していること。 | 検出した指掌紋にスケールを添え、正対撮影させる。 | １　撮影技術は、正確であるか。 |
|  |  |  | ２　撮影結果は、正確であるか。 |
|  |  | 平面印象の足跡を斜光線利用により、鑑定資料として撮影する技能を有していること。 | 潜在足跡を斜光線を利用して正対撮影させる。 |
|  |  | 毛髪、血痕等の付着した刃物を鮮明に撮影する技能を有していること。 | 毛髪、血痕等を付着させた刃物を準備し、その状況を人工光を利用して正対撮影させる。 |  |
| 鑑識科学 | 鑑定資料の採取及び取扱い | 血痕の外観の検査、採取及び保管の技能を有していること。 | 血痕の形状、色調、付着状況等を観察させて、その飛散方向、陳旧度等を推定させた後、これを採取させ、一時保存の措置をさせる。 | １　飛散方向、陳旧度等の推定は、正しいか。  ２　採取技術は、正確であるか。  ３　採取結果は、正確であるか。  ４　保存措置は、適正であるか。 |
|  |
|  |
|  |  | 血液等の採取の技能を有していること。 | 時間の経過により変化した各状態の血液等の体液を採取させるとともに、立証措置をさせ、適切な方法による保存措置をさせる。 | １　採取技術は、正確であるか。 |
|  |  | ２　採取結果は、正確であるか。 |
|  |  |  | ３　保存措置は、適正であるか。  ４　立証措置は、適正であるか。 |
|  |  | 血痕の予備試験の技能を有していること。 | 血痕様の斑痕について最も適した方法により予備試験を実施させる。  なお、実地試験によることができない場合は、検出技術についての知識を修得させる。 | １　検出技術は、正確であるか。  ２　検出結果は、正確であるか。 |
|  |  | 微小な検体の採取の技能を有していること。 | 毛髪、皮膚片、薬毒物、火薬残さ、繊維、塗膜片、土砂等の微小な検体について、その特性に適した方法により採取させるとともに、立証措置をさせ適切な方法による保存措置をさせる。 | １　採取技術は、正確であるか。 |
|  |  | ２　採取結果は、正確であるか。 |
|  |  |  | ３　保存措置は、適正であるか。 |
|  |  | 尿斑の予備検査の技能を有していること。 | 検体に尿を付着させ、最も適した方法により予備試験を実施させるとともに、立証措置をさせる。  なお、実地試験によることができない場合は、検出技術についての知識を修得させる。 | １　検出技術は、正確であるか。  ２　検出結果は、正確であるか。 |
|  |  |  | ３　立証措置は、適正であるか。 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  | 発射弾丸、打ち殻薬きょう等の採取の技能を有していること。 | 土、砂等が付着している発射弾丸、指掌紋が付着している打ち殻薬きょう等がある現場を設定し、これを観察させた後、当該弾丸、薬きょう等を採取させるとともに、立証措置をさせ適切な方法による保存措置をさせる。 | １　採取技術は、正確であるか。 |
|  |  | ２　採取結果は、正確であるか。 |
|  |  |  | ３　保存措置は、適正であるか。 |
|  |  |  | ４　立証措置は、適正であるか。 |
|  |  | 射手鑑別のための火薬残さの採取の技能を有していること。 | 模擬被疑者の手、着衣等から火薬残さを採取させるとともに、立証措置をさせ適切な方法による保存措置をさせる。 | １　採取技術は、正確であるか。 |
|  |  | ２　採取結果は、正確であるか。 |
|  |  |  | ３　保存措置は、適正であるか。 |
|  | 死体の法医学的観察 | 自絞死、絞殺及び死の外観上の差異とその理由を指摘できる能力を有していること。 | 窒息死体の外見的所見及び現場の状況が明らかなスライド、カラー写真等を示し、窒息死の種別、自他殺の別等を推定させ、その理由を解答させる。 | 推定は、正しいか。 |
|  |  | 損傷の部位及び種別、成傷器の推定並びに自他殺の推定及びその理由を指摘できる能力を有していること。 | 損傷、死体の外見的所見の明らかなスライド、カラー写真等を示して、損傷の部位を指摘させ、その種別及び成傷器の種別を推定させ、この理由を解答させる。 | １　部位の表現は、正しいか。 |
|  |  | ２　推定は、正しいか。 |
|  | 鑑定嘱託書の作  成 | 現場から採取した資料の鑑定嘱託書を作成する能力を有していること。 | 現場から採取した資料の鑑定嘱託書（ＤＮＡ型鑑定等）を作成させる。 | 記載内容は、正しいか。 |
|  | 火災事件、銃器発砲事件等の現場から採取した鑑定資料に対する鑑定嘱託書を作成する能力を有していること。 | 火災事件、銃器発砲事件等の具体的想定を示し、現場資料に応じた鑑定嘱託書を作成させる。 |  |